

第29回 定時株主総会

# 招集ご通知



郵便  
POST

# LAWSON

マチのほっぺステーション

## LAWSON

### 株式会社ローソン

## 目 次

第29回定時株主総会招集ご通知	1
〔添付書類〕	
営業報告書	2
1. 営業の概況	2
(1) 営業の経過及び成果	2
(2) 設備投資及び資金調達の状況	4
(3) 会社に対処すべき課題	4
(4) 営業成績及び財産の状況の推移	5
2. 会社の概況	6
(1) 主要な事業内容	6
(2) 主要な事業所及び店舗	6
(3) 株式の状況	7
(4) 自己株式の取得、処分等及び保有	7
(5) 新株予約権の状況	8
(6) 従業員の状況	10
(7) 企業結合の状況	11
(8) 主要な借入先	11
(9) 取締役及び監査役	12
(10) 取締役及び監査役に支払った報酬その他の 職務遂行の対価である財産上の利益の額	13
3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実	13
貸借対照表	14
損益計算書	15
利益処分案	19
会計監査人の監査報告書 謄本	20
監査役会の監査報告書 謄本	21
〔議決権の行使についての参考書類〕	
1. 総株主の議決権の数	22
2. 議案及び参考事項	22

平成16年5月6日

株主の皆さまへ

大阪府吹田市豊津町9番1号

株式会社ローソン

代表取締役社長執行役員 新浪 剛

## 第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、平成16年5月27日までに到着するようご返送いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成16年5月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号  
メルパルクホール（大阪郵便貯金ホール）  
（会場へは末尾の「ご案内図」をご参照のうえ、ご来場ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項 第29期（平成15年3月1日から平成16年2月29日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 第29期利益処分案承認の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（22頁から23頁まで）に記載のとおりであります。  
第3号議案 取締役9名選任の件  
第4号議案 監査役2名選任の件  
第5号議案 当社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（27頁から29頁まで）に記載のとおりであります。  
第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、多少お早目にご来場いただけますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 営業報告書

(平成15年3月1日から  
平成16年2月29日まで)

## 1. 営業の概況

### (1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、米国をはじめとする世界経済の回復基調の中、輸出や設備投資の緩やかな増加や企業収益の改善等明るい材料も見受けられましたが、円高基調で推移する為替相場の動きや個人消費の低迷などの影響で依然として先行不透明感を払拭できない状況が続きました。

小売業界におきましては、長引くデフレ傾向において、ここ数年の業種業態を超えた競争の激化や、10年振りの冷夏の影響により大変厳しい経営環境となり、マーケット対応の俊敏性・柔軟性に関して企業の実力が問われる結果となりました。

このような状況の中で当社は、「マチのほっとステーション」の実現に向けて、3つの要素の質を高めることにより、CS（お客さま満足）の向上に努めてまいりました。

3つの要素の一つ目は、商品力の向上で「安全・安心・健康・おいしい」をモットーとした、高品質な商品のスピーディーな開発です。二つ目は、「3つの徹底（マチのお客さまに喜んでいただけるお店・売場づくり、お店とマチをきれいにする、心のこもった接客）」と、これを実行していくための店舗指導力の向上です。そして三つ目は、お客さまにとって便利な店舗立地、すなわち「質を重視した店舗開発」です。特に「3つの徹底」につきましては、その徹底度を高めるために店舗運営マニュアルの整備やスーパーバイザー（店舗指導員）の集合教育を実施いたしました。これからも「3つの徹底」の継続と更なる教育体制の整備によりCSの向上を目指してまいります。

商品面につきましては、重点商品である弁当・おにぎりを中心に品質向上を目指し、製造委託先を大手取引先に集約してまいりました。また、全国に先駆けて首都圏・東海・近畿地区では最新製造機器の導入に着手するなど、より高品質な商品を提供するための体制作りを推進してまいりました。これにより、弁当・おにぎり・サンドイッチをはじめとする当社オリジナル商品から合成着色料・保存料を排除し、当社の目指す「安全・安心・健康・おいしい」商品の開発が可能となりました。また、当期は冷夏の影響で米価が高騰いたしました。他の原材料の仕入コストを削減することなどにより米価上昇分を吸収いたしました。その一例として、新潟コシヒカリを使用した従来の「おにぎり屋」商品について価格を据置きました。併せて、一部の手巻きおにぎりにも新たに新潟コシヒカリを使用することで、「おにぎり屋」ブランドを全面に打ち出し、競合他社との差別化を図ってまいりました。メーカーと共同開発を行った「とっておき宣言」シリーズにおきましては、パン本来のおいしさを追求した原材料・製法にこだわることによって「メロンパン」などの大ヒット商品が生まれるなど高い評価をいただきました。

サービス面につきましては、平成13年10月より本格導入を開始したATM（現金自動預入支払機）設置が京都府、広島県、山口県、福岡県を新たに加え17都道府県、設置台数3,127台を数え、お客さまの利便性の向上に努めてまいりました。また、マルチメディア情報端末「Loppi」を利用したスポーツ振興くじ（toto）の販売も開始いたしました。このように、スポーツ振興事業を積極的に支援することは、社会貢献につながるものと考えております。平成14年8月よりサービスを開始しておりますローソンパスは、カード会員数が140万人を超え、新たにポイントのお買い物券交換サービスな

ども開始するなど着実にお客さまのご支持をいただいておりますが、当期中において当社委託先からローソンパス会員の信用情報を除く個人情報の一部漏洩する事件が発生いたしました。当社では再発防止のため、弁護士を中心とした調査委員会を発足させ、その原因や経緯を調査するとともに、社内におきましても「個人情報保護委員会」を発足させ、厳格な情報管理体制の確立に努めてまいりました。今後も会員の皆さまのご支持をいただけますよう、情報管理の徹底とともにさらに魅力的な会員特典やポイントプログラムの提供を目指してまいります。

当期の商品別チェーン全店売上高は次のとおりであります。

商品別	売上高	構成比	前期比
加工食品	622,751 百万円	48.5 %	104.0 %
ファストフード	302,193	23.5	99.8
日配食品	139,230	10.8	100.8
非食品	220,843	17.2	87.7
合計	1,285,018	100.0	99.5

店舗開発面につきましては、前期に見直した新たな出店基準に従って、当期においても東京・名古屋・大阪地区を中心に質を追求した出店を行い、低日販・不採算店舗の立地移転・閉鎖も積極的に進めてまいりました。また、帝都高速度交通営団（現：東京地下鉄株式会社）との提携による地下鉄駅構内等への出店や北陸銀行との併設出店、新日本石油株式会社（ENEOS）のセルフガソリンスタンドとの併設出店、杏林大学病院や高槻赤十字病院などの病院内出店（ホスピタルローソン）と、今まで実現できなかった商圈への出店を実現させてまいりました。その結果、当期は、国内では新規出店数が625店舗、立地移転を含む閉鎖店舗数が429店舗、期末日現在店舗数は7,821店舗となり、前期末に比べ196店舗の増加となりました。

積極的に進めております業務提携につきましては、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のTSUTAYAカード会員とのポイントプログラム提携を平成15年10月より開始いたしました。日本郵政公社とは郵便局内ローソン（ポスタルローソン）の出店をはじめ、阪神タイガース優勝記念・写真付切手の販売、ふるさと小包の取扱い開始など着実に関係を強化しております。

環境保全・社会貢献活動につきましては、「事業活動と環境との調和・積極的な社会貢献活動を通じた人間と自然との共生」という基本理念のもと、「ローソン緑の募金」を通じた緑化支援活動を継続し、当期はその活動回数も増加させてまいりました。平成4年からはじめている「ローソン緑の募金」の総額は15億4千7百万円を数えました。また、住民サービスの向上や産業振興などを目的とし、和歌山県との地域共同事業実施に関する協定を締結したり、神戸市の「美ing神戸市民運動（美化活動）」へ参加したりいたしました。これにより地域社会の一員としての社会貢献活動をさらに推進してまいります。さらに、国土交通省（地方整備局）からの要請を受けて、中部・中国・四国地方で国道に異常が発生した際に国道沿いの店舗が連絡協力を行う「ロード・セーフティステーション」へも参加いたしました。この取り組みは道路情報の連絡以外にも、店舗前の歩道や植樹帯清掃などの活動も含まれ、当社が平成9年から実施している「一店一役運動」の主旨にも合致しているため協力することとなりました。

重点課題として取り組んでいるコスト削減につきましては、原材料・包材の取引先とともに更なる見直しを行いました。また、本社コストにつきましてもIT関連費用や賃料の削減を図り、収益構造の改善に努めてまいりました。なお、平成15年3月より本格的に導入した支社制につきましては、支社の収益目標を明確にした業績連動の評価体系にしたことに加え、決裁権限を大幅に委譲したことによってコスト意識がより強くなり、効果的なコストコントロールができるようになりました。また、地域に根ざした商品の開発など徐々にその成果が表れてきております。

これらの結果、当期の業績につきましては、チェーン全店売上高は1兆2,850億1千8百万円（前期比0.5%減）となったものの、経常利益は、フランチャイズ店の増加によりチャージ収入が47億9千8百万円増加したことなどにより、前期に比べ44億1千9百万円増加し376億2千9百万円（前期比13.3%増）となりました。当期純利益は、特別損失が159億3千3百万円減少したことなどにより、前期に比べ87億5千5百万円増加し190億1千8百万円（前期比85.3%増）となりました。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

内 容		金 額
店 舗 新 設		13,158 <sup>百万円</sup>
既 存 店 改 装 等		10,431
敷 金 及 び 保 証 金		11,476
情 報 シ ス テ ム の 拡 充		1,779
合 計		36,846

当期中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、すべて自己資金を充当しております。

## (3) 会社が対処すべき課題

依然として続く景気の先行不透明感の中、小売業界におきましては、なお続くものと思われるデフレ感を払拭できず、今後も業種業態を超えた競争についてもますます激しくなることが予想されます。

このような状況の中で当社は、「マチのほっとステーション」の実現を目指し、3つの要素（商品力 「3つの徹底」と店舗指導力 お客さまにとって便利な店舗立地）の質を高めて、CSレベルの向上に努めてまいります。そのために社員だけでなく、日々のCSを担うローソン店舗の皆さんへの教育プログラムの充実を図り、順次研修を実施していく予定です。教育にも経営資源を重点投入することでCSレベルの向上を図り、物販中心の小売業からCSを重視した小売業への転換を目指してまいります。商品面におきましてもお客さまにご満足いただけるよう、特に重点商品である弁当・おにぎりなどのオリジナル商品の品質向上に引き続き努めてまいります。既に製造委託先の大手取引先への集約はほぼ完了しておりますので、今期は全国の各工場へ最新製造機器を導入してまいります。今後も「安全・安心・健康・おいしい」をモットーとし、ローソンの商品が一番おいしいと言われるような商品開発を行ってまいります。また、業務提携につきましては引き続き積極的に取り組み、今までご愛顧いただいているお客さまはもちろんのこと、新たな商圏や新たな層のお客さまのニーズにもお応えできるようなサービスの拡充を図ってまいります。

また、これらの営業施策の実行に加え、SCM（サプライチェーンマネジメント）を推進し、原材料コスト及び商品・物流コストの抜本的な見直しにより更なるコスト削減を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 営業成績及び財産の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 26 期 (平成12年度)	第 27 期 (平成13年度)	第 28 期 (平成14年度)	第 29 期 (平成15年度)
チェーン全店売上高(百万円)	1,275,358	1,282,369	1,291,030	1,285,018
営業収益(百万円)	274,839	249,050	239,315	231,099
経常利益(百万円)	39,465	35,898	33,209	37,629
当期純利益(百万円)	16,172	16,714	10,263	19,018
1株当たり当期純利益	145円87銭	150円87銭	95円38銭	180円01銭
総資産(百万円)	384,994	338,518	338,221	349,328
純資産(百万円)	179,601	151,333	154,860	157,843
1株当たり純資産	1,563円	1,406円	1,439円	1,513円

- (注) 1. 第26期の「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数に基づき算出し、第27期以降の「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。なお、平成12年4月14日付で、株式分割（500円額面普通株式1株を50円額面普通株式50株に分割）を、また、平成12年7月25日を払込期日とする10,000千株の公募増資を実施しているため、第26期の「1株当たり当期純利益」は、期首に株式分割があったものとみなし、公募増資分を日割で調整して算出した期中平均発行済株式総数（110,872,603株）にて算出しております。
2. 第26期の「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数に基づき算出し、第27期以降の「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
3. 第27期の「経常利益」の減少は、主に既存店売上高の前年割れによるものであります。また、「総資産」及び「純資産」の減少は、主に自己株式の消却によるものであります。
4. 第28期の「当期純利益」の減少は、主に資産の処理を進めたことによる特別損失の増加によるものであります。
5. 第29期の状況につきましては、前記「(1)営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

## 2. 会社の概況（平成16年2月29日現在）

### (1) 主要な事業内容

当社は、主としてフランチャイズシステムによるコンビニエンスストアの経営に関する技術援助、指導、研究、研修、広告宣伝などを行い、加盟店よりチャージ収入を得ております。また加盟店と同様に直営店においても食料品、雑貨、ファストフードなどの小売業を営んでおります。

### (2) 主要な事業所及び店舗

本店 大阪府吹田市豊津町9番1号  
 主な事業所

名 称		所 在 地			
東 京 本 社	東 京 都 品 川 区	東 京 都 品 川 区	東 京 都 品 川 区	東 京 都 品 川 区	東 京 都 品 川 区
北 海 道 支 社	東 京 都 中 央 区	東 京 都 中 央 区	東 京 都 中 央 区	東 京 都 中 央 区	東 京 都 中 央 区
東 北 支 社	仙 台 市 青 葉 区	仙 台 市 青 葉 区	仙 台 市 青 葉 区	仙 台 市 青 葉 区	仙 台 市 青 葉 区
関 東 支 社	東 京 都 台 東 区	東 京 都 台 東 区	東 京 都 台 東 区	東 京 都 台 東 区	東 京 都 台 東 区
中 部 支 社	名 古 屋 市 中 区	名 古 屋 市 中 区	名 古 屋 市 中 区	名 古 屋 市 中 区	名 古 屋 市 中 区
近 畿 支 社	大 阪 府 吹 田 市 市 区	大 阪 府 吹 田 市 市 区	大 阪 府 吹 田 市 市 区	大 阪 府 吹 田 市 市 区	大 阪 府 吹 田 市 市 区
中 四 国 支 社	岡 山 県 岡 山 市 市 区	岡 山 県 岡 山 市 市 区	岡 山 県 岡 山 市 市 区	岡 山 県 岡 山 市 市 区	岡 山 県 岡 山 市 市 区
九 州 支 社	福 岡 県 博 多 区	福 岡 県 博 多 区	福 岡 県 博 多 区	福 岡 県 博 多 区	福 岡 県 博 多 区

- (注) 1. 上記の他にディストリクト・オフィスなどを106カ所に有しております。  
 2. 平成16年2月に東京本社は東京都港区から東京都品川区へ移転いたしました。  
 3. 平成15年3月の組織変更により全国を7つの地域に分け、管理・運営を行う支社制を導入いたしました。

### 店 舗

地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数
北 海 道	485	石 川 県	63	岡 山 県	111
青 森 県	117	福 井 県	72	広 島 県	115
岩 手 県	100	山 梨 県	62	山 口 県	108
宮 城 県	158	長 野 県	140	徳 島 県	104
秋 田 県	109	岐 阜 県	78	香 川 県	96
山 形 県	55	静 岡 県	160	愛 媛 県	130
福 島 県	107	愛 知 県	335	高 知 県	48
茨 城 県	107	三 重 県	72	福 岡 県	278
栃 木 県	94	滋 賀 県	109	佐 賀 県	56
群 馬 県	65	京 都 府	170	長 崎 県	81
埼 玉 県	288	大 阪 府	814	熊 本 県	80
千 葉 県	259	兵 庫 県	454	大 分 県	103
東 京 都	752	奈 良 県	100	宮 崎 県	80
神 奈 川 県	463	和 歌 山 県	109	鹿 児 島 県	107
新 潟 県	108	鳥 取 県	59	沖 縄 県	115
富 山 県	89	島 根 県	56	合 計	7,821

### (3) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	412,300,000株
発行済株式の総数	107,600,000株
株主数	48,156名
大株主	

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数(議決権比率)		持株数(議決権比率)	
株式会社エム・シー・リテールインベストメント	32,089 <sup>千株</sup>	(30.8%)	<sup>千株</sup>	(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,804	(9.4)		( )
丸紅フーズインベストメント株式会社	5,939	(5.7)		( )
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,326	(5.1)		( )
野村證券株式会社	3,607	(3.5)		( )
任天堂株式会社	3,447	(3.3)		( )
ピー・エヌ・ビー・パリバ・セキュリティーズ(ジャパン)リミテッド	1,570	(1.5)		( )

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。  
2. 当社は、平成16年2月29日現在自己株式を3,283千株所有しておりますが、上記表中からは除外しております。  
3. 上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の持株数はすべて信託業務に係るものであります。

### (4) 自己株式の取得、処分等及び保有

取得株式	
普通株式	3,287,819株
取得価額の総額	11,549,050,630円
処分株式	
普通株式	5,000株
処分価額の総額	16,847,983円
決算期末における保有株式	
普通株式	3,283,384株

- (注) 当決算期後、普通株式499,600株を1,963,365,000円で取得いたしました。  
これにより、平成16年3月31日現在の保有株式数は普通株式3,782,984株となっております。

## (5) 新株予約権の状況

### 1. 現に発行している新株予約権

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権は貸借対照表の注記に記載しております。

商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成14年5月29日開催定時株主総会決議分)

- ・新株予約権の数  
2,726個
- ・目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 272,600株

- ・新株予約権の発行価額  
無償

(平成15年5月27日開催定時株主総会決議分)

- ・新株予約権の数  
920個
- ・目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 92,000株

- ・新株予約権の発行価額  
無償

### 2. 当営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権の内容

発行した新株予約権の数

920個（新株予約権1個につき100株）

目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 92,000株

新株予約権の発行価額

無償

行使の条件

- ) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、当社を任期満了により退任した場合、定年退職その他取締役会が認める事由により退職した場合は、この限りではない。
- ) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の相続は認めない。
- ) 新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が、権利行使時の1株当たり払込金額3,517円を20%以上上回っている場合に限り当社に対して権利行使を行うことができる。
- ) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
- ) 新株予約権を行使することができる期間は平成17年7月3日から平成20年7月2日までとする。

その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

#### 消却の事由と条件

- ) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で消却することができる。
- ) 本件新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が )に定める条件を満たさない状態となり権利を喪失した場合及び )の場合にはその新株予約権を無償で消却をすることができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

#### 有利な条件の内容

当社の取締役及び執行役員に対し新株予約権を無償で発行した。

割当てを受けた者の氏名と割当てを受けた新株予約権の数

当社取締役

氏名	新株予約権の数
新 浪 剛	100個
青 木 輝 夫	50個
田 邊 栄 一	40個
山 崎 勝 彦	40個
田 坂 広 志	30個
奥 谷 禮 子	30個
増 田 宗 昭	30個
小 島 順 彦	30個
上 野 征 夫	30個
以上9名	合計 380個

## 当社執行役員

氏 名	新株予約権の数
和田 耕次	50個
長谷川 進	40個
国崎 武敏	30個
山川 健次	30個
清田 滋	30個
奥田 一郎	30個
篠崎 良夫	30個
鈴木 清晃	30個
野林 定行	30個
川村 隆利	30個
浅野 学	30個
二井 義光	30個
岡田 稔	30個
岸本 丞介	30個
河原 成昭	30個
渡辺 忠直	30個
出口 幸之進	30個
以上 17名	合計 540個

(注) 和田耕次、山川健次、岡田 稔、岸本丞介の4氏は、上記新株予約権割当て時に子会社等の取締役（代表取締役を含む）を兼務しております。

## (6) 従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
3,148名 (52名減)	36.0才	10.6年

- (注) 1. 上記のほかにパートタイマー3,524名（1日8時間換算による期中平均人員）を雇用しております。  
 2. 従業員数には社外への出向者68名を含んでおりません。

## (7) 企業結合の状況

### 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ローソン・イーブランニング	98 <small>百万円</small>	100.0 %	電子商取引コンサルティング業
上海華聯羅森有限公司	165,899 <small>千元</small>	70.0 %	コンビニエンスストア事業
株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス	3,000 <small>百万円</small>	59.0 %	金融サービス関連事業
株式会社ローソンチケット	2,626 <small>百万円</small>	55.8 %	チケット販売業
株式会社アイ・コンビニエンス	2,000 <small>百万円</small>	51.0 %	電子商取引事業

### その他の重要な企業結合の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ローソン・シーエス・カード	3,950 <small>百万円</small>	50.0 %	クレジットカード事業

### 企業結合の経過

1. 株式会社ローソンチケットは、平成16年1月の第三者割当増資の結果、当社の議決権比率は69.5%から55.8%となりました。
2. 平成15年4月に当社と中国華聯集団有限公司との間で「持分譲渡契約」を締結し、当社が保有する上海華聯羅森有限公司株式70.0%の内21.0%を中国華聯集団有限公司に譲渡することに合意し、現在手続きを進めております。

### 企業結合の成果

連結対象子会社は上記の重要な子会社5社であり、持分法適用会社は1社であります。  
当期の連結業績は次のとおりであります。

(表示単位未満四捨五入)

営 業 収 益 (前期比)	経 常 利 益 (前期比)	当 期 純 利 益 (前期比)
245,601百万円 (98.1%)	36,563百万円 (119.3%)	18,571百万円 (209.6%)

### 重要な業務提携

三菱商事株式会社は、当社の議決権を31.1% (32,399千株) 間接所有しております。当社は同社を最重要な戦略的パートナーと位置づけ、既存ビジネスの強化や新規事業の展開等をカバーする広範囲な業務提携契約を締結しております。

## (8) 主要な借入先

該当事項はありません。

(9) 取締役及び監査役

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
代 表 取 締 役	新 浪 剛	社長執行役員商品・物流本部長
取 締 役	青 木 輝 夫	専務執行役員兼株式会社ローソン・シーエス・カード代表取締役社長
取 締 役	田 邊 栄 一	常務執行役員CFO兼コーポレートステーションディレクター
取 締 役	山 崎 勝 彦	常務執行役員CRO兼FCサポート本部長兼企業倫理担当兼ヒューマンリソース管掌
取 締 役	田 坂 広 志	多摩大学・大学院教授
取 締 役	奥 谷 禮 子	株式会社ザ・アール代表取締役社長
取 締 役	増 田 宗 昭	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社代表取締役社長
取 締 役	小 島 順 彦	三菱商事株式会社代表取締役副社長執行役員新機能事業グループCEO
取 締 役	上 野 征 夫	三菱商事株式会社代表取締役常務執行役員経営計画担当、コーポレート担当役員総括兼経営企画部長
常 勤 監 査 役	児 島 政 明	
常 勤 監 査 役	鈴 木 貞 夫	
監 査 役	真 田 佳 幸	
監 査 役	小 澤 徹 夫	三菱商事株式会社新機能事業グループコントローラー 弁護士

(注) 1. 取締役 田坂広志、奥谷禮子、増田宗昭、小島順彦、上野征夫の5氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。

2. 常勤監査役 児島政明、監査役 真田佳幸、同 小澤徹夫の3氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

3. 当期中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

(1) 平成15年4月15日付取締役の異動

辞任 取締役常務執行役員 中 島 純 也

(2) 平成15年5月27日開催の第28回定時株主総会及び取締役会における異動

就任 取締役常務執行役員 山 崎 勝 彦

取 締 役 増 田 宗 昭

取 締 役 上 野 征 夫

監 査 役 小 澤 徹 夫

退任 監 査 役 地頭所 五 男

4. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

副会長執行役員	和 田 耕 次	執 行 役 員	野 林 定 行
常務執行役員	長谷川 進	執 行 役 員	川 村 隆 利
常務執行役員	国 崎 武 敏	執 行 役 員	浅 野 村 学
執行役員	山 川 健 次	執 行 役 員	二 井 義 光
執行役員	清 田 滋	執 行 役 員	岸 本 丞 介
執行役員	奥 田 一 郎	執 行 役 員	河 原 成 昭
執行役員	落 合 勇 夫	執 行 役 員	渡 辺 忠 直
執行役員	篠 崎 良 晃	執 行 役 員	出 口 幸 之 進

#### (10)取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
株主総会決議に基づく報酬	11名	151百万円	5名	40百万円	16名	192百万円
株主総会決議に基づく退職慰労金	2名	144百万円	1名	5百万円	3名	149百万円
計		296百万円		45百万円		341百万円

- (注) 1. 当期末現在の取締役の人数は9名、監査役の人数は4名であります。
2. 上記支給人員には、平成15年2月28日付で辞任した取締役1名及び平成15年4月15日付で辞任した取締役1名を含んでおります。
3. 上記支給人員には、平成15年5月27日に退任した監査役1名を含んでおります。
4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額400百万円であります。(平成13年5月24日株主総会決議)
5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額60百万円であります。(平成10年5月30日株主総会決議)

### 3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

本営業報告書中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切捨て(「2.会社の概況」の「(7)企業結合の状況 企業結合の成果」を除く)、比率については四捨五入としております。

# 貸借対照表

(平成16年2月29日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	125,977	流動負債	136,779
現金及び預金	66,280	買掛金	63,152
加盟店貸付	18,455	加盟店借入金	1,385
有価証券	9,244	未払金	18,437
商前払費用	1,376	未払法人税等	9,922
短期貸付	4,302	未払費用	1,808
未収入金	6,250	預り金	39,203
繰延税金資産	16,856	賞与引当金	2,630
その他の金	2,755	その他	240
貸倒引当金	580	固定負債	54,704
固定資産	123	退職給付引当金	1,114
有形固定資産	223,350	役員退職慰労引当金	212
建物	82,830	預り保証金	53,378
構築物	47,963		
構築物	9,311		
器具器具備	20,118	(資本の部)	(157,843)
土地	4,937	資本金	58,506
建設仮勘定	499	資本剰余金	41,521
無形固定資産	13,886	資本準備金	41,520
借地権	5	その他資本剰余金	1
商標権	73	自己株式処分差益	1
電話加入権	283	利益剰余金	76,363
営業権	253	利益準備金	727
ソフトウェア	12,768	任意積立金	30,000
ソフトウェア仮勘定	498	別途積立金	30,000
その他の	3	当期末処分利益	45,636
投資その他の資産	126,633	土地再評価差額金	7,066
投資有価証券	4,813	株式等評価差額金	53
子会社株式	4,036	自己株式	11,534
出資金	74		
長期貸付金	13,108		
長期前払費用	2,466		
差入保証金	90,400		
繰延税金資産	7,391		
再評価に係る繰延税金資産	4,808		
その他の	1,285		
貸倒引当金	1,751		
合 計	349,328	合 計	349,328

# 損 益 計 算 書

(平成15年3月1日から  
平成16年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益の部		
営業収益		
売上高	65,694	
加盟店からの収入	153,788	
その他の営業収入	11,616	231,099
営業費用		
売上原価	47,804	
販売費及び一般管理費	145,255	193,060
営業利益		38,039
営業外損益の部		
営業外収益		
受取利息及び配当金	280	
その他	723	1,003
営業外費用		
店舗解約損	1,138	
その他	274	1,412
経常利益		37,629
(特別損益の部)		
特別利益		
厚生年金基金脱退益	811	
固定資産売却益	115	
その他	20	947
特別損失		
固定資産除却損	3,835	
子会社株式評価損	337	
その他	860	5,033
税引前当期純利益		33,543
法人税、住民税及び事業税	12,738	
法人税等調整額	1,785	14,524
当期純利益		19,018
前期繰越利益		28,767
土地再評価差額金取崩額		30
中間配当額		2,120
当期末処分利益		45,636

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 満期保有目的の債券.....償却原価法(定額法)
    - その他有価証券
      - 時価のあるもの.....期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
      - 時価のないもの.....移動平均法による原価法
    - 子会社株式及び関連会社株式.....移動平均法による原価法
  2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
    - 商品.....売価還元平均原価法
  3. 固定資産の減価償却の方法
    - 有形固定資産.....定率法  
なお、主な耐用年数は、建物10～34年、工具器具備品5～8年であります。
    - 無形固定資産.....定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
  4. 引当金の計上基準
    - 貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
    - 賞与引当金.....従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
    - 退職給付引当金.....従業員への退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生の翌期から費用処理することとしております。  
また、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生した期から費用処理することとしております。
    - 役員退職慰労引当金.....役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。  
なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
  5. リース取引の処理方法.....リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
  6. 消費税等の会計処理.....税抜方式
- 〔備考〕記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

(追加情報)

当期から「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年9月22日 法務省令第68号)による改正後の商法施行規則に基づいて計算書類を作成しております。

(貸借対照表の注記)

1. 子会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	295百万円
短期金銭債務	2,838百万円
長期金銭債務	15百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 78,328百万円

3. リース契約により使用する重要な固定資産

リース契約により使用している重要な固定資産として、店舗用器具備品があります。

4. 税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

未払事業税等	924百万円
賞与引当金	982百万円
投資有価証券評価損	543百万円
子会社株式評価損	715百万円
減価償却超過額	1,866百万円
ソフトウェア償却超過額	1,059百万円
退職給付引当金	2,197百万円
その他	1,893百万円
繰延税金資産合計	10,182百万円
株式等評価差額金	36百万円
繰延税金負債合計	36百万円
繰延税金資産の純額	10,146百万円

「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布されたことに伴い、当期の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成17年3月1日以降解消が見込まれるものに限る。)に使用した法定実効税率は、前期の42.0%から40.5%に変更されております。その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が264百万円、再評価に係る繰延税金資産の金額が179百万円、それぞれ減少し、当期に計上された法人税等調整額(借方)が266百万円増加し、株式等評価差額金(貸方)が1百万円増加し、土地再評価差額金(借方)が179百万円増加しております。

5. 退職給付関係

採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度(ダイエー厚生年金基金)及び退職一時金制度を設けておりましたが、平成15年3月31日にダイエー厚生年金基金を任意脱退しております。この脱退に伴い、新たに確定拠出年金制度を平成15年5月より導入しております。

また、退職一時金制度については退職給付信託を設定しております。

退職給付債務に関する事項

イ 退職給付債務	7,217百万円
ロ 年金資産	5,523百万円
ハ 未積立退職給付債務(イ+ロ)	1,694百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	580百万円
ホ 退職給付引当金(ハ+ニ)	1,114百万円

退職給付費用に関する事項

イ 勤務費用	854百万円
ロ 利息費用	126百万円
ハ 数理計算上の差異の費用処理額	70百万円
ニ 退職給付費用(イ+ロ+ハ)	1,051百万円
ホ 確定拠出年金への掛金支払額	204百万円
ヘ 合計(ニ+ホ)	1,256百万円

上記の他に、ダイエー厚生年金基金の脱退に伴い、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務債務を一時費用処理し、退職給付引当金の取崩しのうち、厚生年金基金への脱退時特別掛金の拠出に対して充当されなかった額811百万円を特別利益に計上しております。

退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ 割引率	2.0%
ロ 期待運用収益率	0%
ハ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

6. 旧商法第280条ノ19第1項に規定する取締役及び使用人に付与している新株引受権の内容

株主総会の決議日	平成12年5月26日
対象となる株式の種類	当社普通株式
対象となる株式の総数	1,116千株
新株の発行価額(行使価額)	1株につき7,500円
権利行使期間	平成14年5月27日から 平成19年5月25日まで

7. 事業用土地の再評価に関する事項

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づき合理的な調整を行った価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算出しております。

再評価を行った年月日	平成14年2月28日
再評価を行った土地の期末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額	1,004百万円

8. 商法施行規則第124条第3号に規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は53百万円であります。

(損益計算書の注記)

1. 子会社との取引	営業取引高	2,797百万円
	営業取引以外の取引高	3百万円
2. 1株当たり当期純利益		180円01銭

## 利益処分案

(単位：円)

### 当期末処分利益の処分

当 期 未 処 分 利 益	45,636,079,007
---------------	----------------

これを次のとおり処分いたします。

利 益 配 当 金 ( 1 株につき 21円)	2,190,648,936
----------------------------	---------------

別 途 積 立 金	20,000,000,000
-----------	----------------

次 期 繰 越 利 益	23,445,430,071
-------------	----------------

### その他資本剰余金の処分

そ の 他 資 本 剰 余 金	1,552,017
-----------------	-----------

これを次のとおり処分いたします。

そ の 他 資 本 剰 余 金 次 期 繰 越 高	1,552,017
---------------------------	-----------

(注) 平成15年11月10日に、2,120,003,500円(1株につき20円)の中間配当を実施いたしました。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成16年4月8日

株式会社ローソン  
取締役会 御中

### 監査法人 トーマツ

代表社員  
関与社員 公認会計士 山田 信一 (印)

代表社員  
関与社員 公認会計士 松宮 俊彦 (印)

関与社員 公認会計士 原田 誠司 (印)

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ローソンの平成15年3月1日から平成16年2月29日までの第29期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成15年3月1日から平成16年2月29日までの第29期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、支社その他主要な事業所及び店舗において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社等から営業の報告を求め、また、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、その監査に立会い、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。また、法令遵守体制、リスク管理体制その他内部統制の状況について調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められませんが、
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

- (6) 子会社等の調査の結果、取締役の職務遂行に関して指摘すべき事項は認められません。

平成16年4月13日

### 株式会社ローソン 監査役会

常勤監査役 児 島 政 明 ㊞

常勤監査役 鈴 木 貞 夫 ㊞

監 査 役 真 田 佳 幸 ㊞

監 査 役 小 澤 徹 夫 ㊞

- (注) 1. 常勤監査役 児島 政明、監査役 真田 佳幸及び監査役 小澤 徹夫は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 監査役 小澤 徹夫は平成15年5月27日に就任いたしましたので、第29期営業年度中の3月1日より就任までの取締役の職務の執行の監査につきましては、他の監査役から詳細に話を聞き、重要な書類を閲覧して調査を行いました。

以 上

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,042,897個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第29期利益処分案承認の件

当期の利益処分案につきましては、添付書類19頁に記載のとおりといたしたいと存じます。

当期の利益配当金につきましては、将来の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案して実施することとし、1株につき21円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金20円を加えました通期の配当金は、前期と同額の1株につき41円となります。

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社現行定款の一部を以下のとおり変更いたしたいと存じます。

##### 1. 変更の理由

フランチャイズ事業におけるサービスの拡大及び事業目的をより明確にするため、現行定款第2条（目的）に「ディーブイディー等情報記録媒体の販売」、「不動産仲介業」及び「証券仲介業」を追加するものであります。

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成15年法律第132号）が平成15年9月25日に施行され、定款の定めに基づく取締役会決議による自己株式の取得が認められたことに伴い、資本政策の柔軟性や機動性を確保するため、新たに第6条（自己株式の取得）を新設するものであります。

上記の変更に伴い、条数等の調整を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（変更箇所は下線の部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.	1.
{ (省略)	{ (現行どおり)
4.	4.
5. 楽器、レコード、ビデオテープ、コンパクトディスク、レーザーディスクの販売業	5. 楽器及びレコード、ビデオテープ、コンパクトディスク、レーザーディスク、 <u>ディーブイディー等情報記録媒体</u> の販売業
6.	6.
{ (省略)	{ (現行どおり)
20.	20.
(新設)	21. <u>不動産仲介業</u>
21.	22.
{ (省略)	{ (現行どおり)
22.	23.







候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式 数
7	増 田 宗 昭 (昭和26年 1月20日生)	昭和60年 9月 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社設立 代表取締役社長 平成 8年10月 同社代表取締役会長 平成11年 4月 同社代表取締役社長(現任) 平成12年12月 ブックオフコーポレーション株式会社取締役(現任) 平成14年 5月 株式会社55ステーション取締役(現任) 平成15年 3月 楽天株式会社取締役(現任) 平成15年 5月 当社取締役(現任) (他の会社の代表状況) マスタグアンドパートナーズ株式会社 代表取締役	株  2,800
8	* ふる かわ こう じ 古 川 洽 次 (昭和13年 4月26日生)	昭和37年 4月 三菱商事株式会社入社 平成 4年 6月 同社取締役業務担当役員補佐兼広報部長 平成 5年 3月 同社取締役人事部長 平成 7年 6月 同社代表取締役常務名古屋支社長 平成11年 4月 同社代表取締役副社長管理・財經総括 平成12年 4月 同社代表取締役副社長職能グループCEO 平成13年 6月 同社代表取締役副社長執行役員職能グループCEO 平成13年10月 同社代表取締役副社長執行役員コーポレート担当役員(CFO、チーフ・コンプライアンス・オフィサー) 平成15年 4月 同社代表取締役副社長執行役員社長補佐、チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成16年 4月 同社取締役副社長執行役員(現任)	0
9	* み の ひろし 三 野 博 (昭和22年 5月22日生)	昭和46年 4月 三菱商事株式会社入社 平成10年 4月 同社アパレル部長 平成10年 9月 同社生活産業担当役員補佐 平成11年 4月 同社生活産業グループCEO補佐 平成13年12月 同社コンシューマー事業本部長 平成14年 4月 同社執行役員コンシューマー事業本部長兼ローン事業ユニットマネージャー(現任) (他の会社の代表状況) 株式会社エム・シー・リテールインベストメント 代表取締役	0

- (注) 1. 上記の取締役候補者のうち、田坂広志、奥谷禮子、増田宗昭、古川洽次、三野博の5氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
2. \*印は、新任の取締役候補者であります。
3. 候補者青木輝夫氏が代表取締役を務める株式会社ローソン・シーエス・カードと当社との間には、ローンパスカードの発行、会員獲得に関する業務等の受託及び委託の関係があります。また、当社は同社に対して金銭の貸付及び銀行からの借入に対して債務を保証しております。
4. 候補者奥谷禮子氏が代表取締役を務める株式会社ザ・アールと当社との間には、教育研修に係る業務等の受託及び委託の関係があります。
5. 候補者増田宗昭氏が代表取締役を務めるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と当社との間には、TSUTAYAカード会員とのポイントプログラムの提携及びTSUTAYAレンタル商品返却に関する業務等の受託及び委託の関係があります。また、同社は当社と同一の部類に属する商品の一部取り扱いしております。
6. 候補者三野博氏が事業本部長を務める三菱商事株式会社コンシューマー事業本部と当社との間には、事業に対する人的協力の関係があります。
7. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 児島政明氏は任期満了となり、鈴木貞夫氏は辞任いたしますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	児島政明 (昭和20年1月12日生)	昭和42年4月 三菱商事株式会社入社 平成7年11月 同社投融資審査部長 平成11年4月 同社関西支社副支社長 平成13年4月 当社顧問 平成13年5月 当社常勤監査役(現任)	株  800
2	* やま かわ けん じ 山 川 健 次 (昭和22年9月2日生)	昭和45年4月 株式会社ダイエー入社 平成4年4月 同社経理本部長 平成4年5月 当社監査役 平成6年3月 株式会社ダイエー経営企画本部長 平成7年5月 同社経理本部長 平成8年2月 当社取締役財務経理室長 平成14年1月 当社執行役員監査室長 平成14年6月 当社執行役員監査ステーションディレクター 平成15年4月 当社執行役員総務ステーションディレクター 平成16年3月 当社執行役員総務ステーション担当(現任)	3,000

- (注) 1. 候補者児島政明氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。
2. \*印は、新任の監査役候補者であります。
3. 本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
4. 上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
5. 候補者山川健次氏は、鈴木貞夫氏の補欠として選任をお願いするものであり、任期は前任者の任期満了の時までとなります。

第5号議案 当社の取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件  
商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役及び執行役員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することといたしたいと存じます。

- 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的とし、3.の要領に記載のとおり、当社取締役及び執行役員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。
- 新株予約権割当ての対象者  
当社取締役及び執行役員
- 新株予約権発行の要領
  - 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 120,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合は、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,200個を上限とする(新株予約権1個につき100株。ただし、(1)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値平均の金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の発行日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき発行された新株引受権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成18年5月28日から平成21年12月31日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員又は使用人の何れかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、当社を任期満了により退任した場合又は定年退職その他取締役会が認める事由により退職した場合は、この限りではない。新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者は、当社普通株式の東京証券取引所における株価が(4)に定めた価額の1.2倍以上の場合に限り当社に対して権利行使の申し込みを行うことができる。

その他の条件については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象の取締役及び執行役員との間で締結する「新株予約権申込証」及び「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

なお、当社は新株予約権の割当てに際し、新株予約権者に上記 ~ の条件を強化した内容で「新株予約権割当契約」を締結することができるものとする。

(7) 新株予約権の消却の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき及び当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案が承認されたときは、当社は本件新株予約権を無償で消却することができる。

本件新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が(6) に定める条件を満たさない状態となり権利を喪失した場合及び(6) の場合にはその新株予約権を無償で消却することができる。ただし、この場合の消却手続きは新株予約権の行使期間終了後一括して行うことができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

第6号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます小島順彦、上野征夫の両氏及び本総会終結の時をもって監査役を辞任されます鈴木貞夫氏に対し、在任中の労に報いるため、退任取締役については4百万円の範囲内で、退任監査役については16百万円の範囲内でそれぞれ退職慰労金を贈呈することとしたいと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

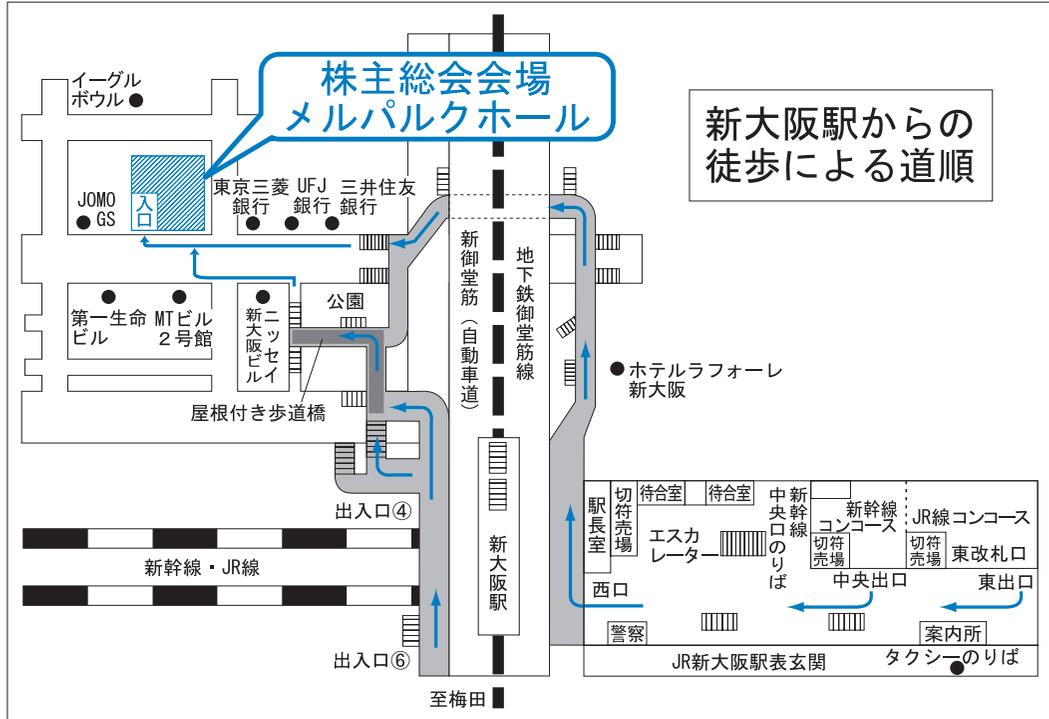
氏名	略歴
小島順彦	平成14年5月 当社取締役（現任）
上野征夫	平成15年5月 当社取締役（現任）
鈴木貞夫	平成11年5月 当社常勤監査役（現任）

以上

# 株主総会会場ご案内図

メルパルクホール（大阪郵便貯金ホール）

大阪府大阪市淀川区宮原四丁目2番1号



## 交通ご案内

地下鉄御堂筋線ご利用の場合

地下鉄新大阪駅、出入口 を出て、屋根付き歩道橋渡る(徒歩6分)。

新幹線・JR線ご利用の場合

西口を出て右折、歩道橋渡る(徒歩6分)。

出入口 (ハイウェイバス乗り場)を出て左へ、屋根付き歩道橋渡る(徒歩6分)。

お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。